平成16年度の介護保険料は旧町ごとの保険料額でしたが、平成17年度は甲賀市として統一の 保険料額となります。

平成17年度の介護保険料の基準月額は2,693円です。所得段階別の年額は下表のとおりです。

#### 月額 2,693円(年額 32,310円) 甲賀市の基準額

負担能力に応じた負担という観点から基準額に一定の率を掛けた次の表のような「所得段階別 保険料」の設定になります。

段階	対 象 者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 等	9,680円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	22,620円
第3段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税の場合	32,310円
第4段階	・本人市民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の場合	40,390円
第5段階	・本人市民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上 500万円未満の場合	48,460円
第6段階	・本人市民税非課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	64,630円

### 仮徴収

### 普通徴収

口座振替又は納付書で納めている方

平成16年分の所得が 確定するまで、介護保険 料を仮に算定します。

平成17年4月から6月分は、次の方法で算出 例) 平成16年度が第2段階の場合 した月額を徴収させていただきます。

上の表の段階を平成16年度の段階でみて、 その年額を12で割り、100円未満を切り捨て た額となります。

22,620円÷12=1,885円 1,800円

### 特別徴収

年金から差し引かれている方

平成17年4・6・8月は、平成17年2月の年金から差し引かれている介護保険料額が、年金から差し引かれます。

# 保険料は忘れず納めましょう!!~







## 口座振替をご利用ください

保険料の納め忘れがないように、口座振替 をお勧めします。甲賀市指定の「口座振替依 頼書」に必要事項を記入、押印し、直接金融 機関へ提出してください。依頼書は市役所・ 各支所・各金融機関に備え付けてあります。



## 介護保険料を納めないと…

介護保険料を滞納すると、次のような措置がと られます。

### ●1年以上滞納すると

費用の全額を一旦自己負担し、申請により後 で保険給付(9割)が支払われます。

### ●1年6か月以上滞納すると

費用の全額を負担し、申請後も保険給付費の 一部又は全部が差し止めとなったり、滞納保 険料と相殺されます。

### ●2年以上滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられます。